

制限付き一般競争入札の公告

次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 第 1 項及び輪島市財務規則(平成 18 年輪島市規則第 41 号)第 88 条の規定により公告する。

なお、この入札は、開札後に資格要件の適否審査を行って落札者を決定する事後審査型の制限付き一般競争入札とする。

令和 8 年 10 月 30 日

輪島市長 坂 口 茂

1 入札対象工事(電子入札案件)

- (1) 工 事 名 令和 8 年度 6 災 74 号袖ヶ浜キャンプ場
都市災害復旧工事
- (2) 工 事 場 所 輪島市鳳至町 地内
- (3) 予 定 価 格 109,816,300 円(消費税及び地方消費税を含む。)
入札書比較価格 99,833,000 円(予定価格の 110 分の 100 に相当する価格)
- (4) 工 期 令和 9 年 3 月 31 日まで
- (5) 工 事 概 要 コンクリートブロック積工 A=859 m²
側溝工 L=245m アスファルト舗装工 A=139 m²
透水性舗装工 A=187 m² 防護柵工 L=248m

2 工事实施形態

- (1) 本工事は、輪島市復旧・復興建設工事共同企業体の運用に関する要綱(令和 6 年輪島市告示第 94 号)に基づく入札参加資格登録を受けた復旧・復興建設工事共同企業体(以下「復興 J V」という。)の参加対象工事である。(混合入札)
- (2) 本工事は、週休 2 日工事(現場閉所)の対象工事である。
- (3) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)の規定に基づき、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (4) 本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者(特例監理技術者)及び特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者(監理技術者補佐)の配置を認める工事である。

3 入札参加資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単体企業で参加する場合

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 令和 8 年度の輪島市建設工事競争入札参加資格において、土木一式工事の有資格者であること。
- ウ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の許可に係る本店(主たる営業所)又は営業所の所在地が輪島市内にあること。
- エ 土木一式工事で、特定又は一般建設業の許可を有していること。
- オ 発注工種について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査を受けた者であり、その審査基準日は契約締結日から 1 年 7 か月以内であること。
- カ 審査基準日が令和 7 年 10 月 1 日直前の経営事項審査における土木一式工事に係る総合評定値に、輪島市の主観点数を加算した点数(総合評点)が 850 点以上であること。
- キ 審査基準日が令和 7 年 10 月 1 日直前の経営事項審査において、土木一式工事の年間平均完成工事高が 1 億 1,000 万円以上であること。
- ク 平成 28 年 4 月 1 日以降に、土木一式工事を元請として施工し、引き渡した実績(施工中を含む。)を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合に限る。)。
- ケ 常用雇用で当該工事に対応する国家資格を有する者を主任又は監理技術者として工事現場に専任で配置できること(現場代理人と兼務可)。
- コ この公告の日から本工事の入札執行の日までの間、輪島市建設工事請負業者等の指名停止に関する要綱(平成 18 年輪島市告示第 113 号)の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- サ 本工事の入札に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
- シ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(更生手続又は再生手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づく一般競争入札に参加する資格の再認定を受けた場合を除く。)。
- ス 役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画してい

る者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

セ 本市の市税を滞納していないこと。

(2) 復興 J V で参加する場合

ア 全ての構成員が、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 全ての構成員が、令和 8 年度の輪島市建設工事競争入札参加資格において、土木一式工事の有資格者であること。

ウ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の許可に係る本店(主たる営業所)の所在地が、代表者にあつては輪島市内に、代表者以外の構成員にあつては石川県内にあること。

エ 全ての構成員が、土木一式工事で、特定又は一般建設業の許可を有していること。

オ 全ての構成員が、発注工種について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査を受けた者であり、その審査基準日は契約締結日から 1 年 7 か月以内であること。

カ 全ての構成員が、審査基準日が令和 7 年 10 月 1 日直前の経営事項審査において、土木一式工事の年間平均完成工事高が 1 億 1,000 万円以上であること。

キ 全ての構成員が、平成 28 年 4 月 1 日以降に、土木一式工事を元請として施工し、引き渡した実績(施工中を含む。)を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合に限る。)

ク 全ての構成員が、常用雇用で当該工事に対応する国家資格を有する者を主任又は監理技術者として工事現場に専任で配置できること。ただし、本工事規模に見合った施工能力を有する構成員が主任又は監理技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する主任技術者の専任を求めないものとする。

ケ 全ての構成員が、この公告の日から本工事の入札執行の日までの間、輪島市建設工事請負業者等の指名停止に関する要綱(平成 18 年輪島市告示第 113 号)の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

コ 全ての構成員が、本工事の入札に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。

サ 全ての構成員が、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(更生手続又は再生手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づく一般競争入札に参加する資格の再認定を受けた場合を除く。)。

シ 全ての構成員の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

ス 全ての構成員が、本市の市税を滞納していないこと。

4 入札参加の制限

- (1) 本工事の入札に参加申請をした復興 J V の全ての構成員は、他の企業と復興 J V を結成し、本工事の入札に参加申請することができない。
- (2) 本工事の入札に参加申請をした復興 J V の全ての構成員は、単体企業として本工事の入札に参加申請することができない。

5 入札参加申請手続

- (1) 本工事の入札に参加を希望する者(復興 J V で参加を希望する場合は、入札参加申請締切までに入札参加資格の登録を受けること。)は、本市の電子入札システムにて「入札参加申請書」を添付の上、参加申込みをすること。
- (2) 添付する申請書のファイルの名称は工事名とし、その前に括弧書で事業者名又は共同企業体名を付け加えること。
- (3) 参加申込みの受付期間は、令和 8 年 11 月 2 日(月)午前 10 時から令和 8 年 11 月 9 日(月)午後 3 時までとする。

なお、入札参加申請受付後、総務部監理課より通知される通知書名が「競争参加資格確認申請書受付票」となっているが、「入札参加申請書受理通知書」と読み替えること。

- (4) 次に掲げる場合において、電子入札システムにより申請ができないときは、紙により入札参加申請書及び紙入札方式承諾願を、令和 8 年 11 月 9 日(月)午後 3 時までに輪島市役所総務部監理課へ直接持参すること。

- ア 電子証明書(以下「IC カード」という。)が失効、閉塞、破損等のため使用できなくなり、IC カード再発行の申請(準備)中の場合
- イ 商号及び名称、所在地並びに代表者の変更により、IC カードの取得が間に合わない場合
- ウ 電子入札に対応する体制が整わない場合
- エ その他市長が特に必要があると認める場合

6 契約書条項等を示す場所

輪島市建設工事請負契約書は、輪島市役所総務部監理課内において縦覧することができる。

7 入札執行場所及び日時

- (1) 場 所 輪島市役所総務部監理課内
- (2) 入札開始日時 令和 8 年 11 月 17 日(火)午前 9 時
- (3) 入札締切日時 令和 8 年 11 月 19 日(木)午前 9 時
- (4) 開 札 日 時 令和 8 年 11 月 19 日(木)午前 9 時 30 分

8 入札及び契約条件

- (1) 入 札 保 証 金 免除
- (2) 最低制限価格 有
- (3) 契約書の要否 要
- (4) 契 約 保 証 金 要(契約金額の 100 分の 10 以上の金銭的保証)
- (5) 前 金 払 有(請負金額の 40%以内)
- (6) 中 間 前 金 払 有(請負金額の 20%以内)
- (7) 部 分 払 2 回以内(中間前金払との併用不可)

9 設計図書等の閲覧

- (1) 設計図書等については、輪島市ホームページの入札・契約情報よりダウンロードすること。
- (2) 入札に参加する場合は、必ず設計図書等を閲覧すること。

10 設計図書等に関する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関して質問がある場合は、令和 8 年 11 月 10 日(火)午前 11 時までに書面(様式自由)により提出すること(郵送の場合は必着。メール可)。
- (2) 質問に対する回答は、令和 8 年 11 月 12 日(木)までに、全ての参加者に通知する。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を記載したものを含む。)を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、輪島市ホームページに掲載の単価抜設計書の提出用内訳書とする。
- (3) 「一括値引き」等根拠のない内訳の項目は記載しないこと。
- (4) 内訳書ファイルの名称は工事名とし、その前に括弧書きで事業者名又は共同企業体名を付け加えること(電子入札の場合に限る。)
- (5) 工事費内訳書を提出しない者のした入札は無効とする。
- (6) 入札書の金額と工事費内訳書の金額が一致しないときは、その入札書は無効とする。

12 入札参加資格の審査

開札時点では、落札を保留して、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者として入札参加資格の審査を行う。

これに伴い、入札参加申請者は、本工事の開札日時までに次の書類を用意しなければならない。また、落札候補者とする旨の通知を受けた者は、次の書類を令和 8 年 11 月 20 日(金)正午までに輪島市役所総務部監理課へ直接持参又はメールで提出しなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 同種工事又は類似工事の施工実績調書

ウ 現場代理人及び配置予定技術者の資格及び工事経験調書

(ア) 免許、資格等の写し

(イ) 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証(表・裏)及び監理技術者講習修了証の写し

- (ウ) 現場代理人及び配置予定技術者の常用雇用を確認できるもの(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(被保険者整理番号及び基礎年金番号をマスキングしたもの))
- エ 特例監理技術者の配置に関する届出書(建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者(特例監理技術者)を配置する場合)
- オ 審査基準日が令和 7 年 10 月 1 日直前の経営事項審査結果通知書の写し
(開札日が審査基準日から 1 年 7 か月を超えている場合は、最新の経営事項審査結果通知書の写しも提出)

13 落札者の決定

落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合は、落札者と決定し、その旨を通知する。

14 入札に関する無効事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 当該入札に対し、同一人による 2 以上の入札
- イ 入札参加資格を有しない者のした入札
- ウ IC カードを取得していない者のした入札(紙入札の場合にあっては、入札者の記名押印がない入札)
- エ 紙入札の場合にあっては、入札書の金額を訂正した入札
- オ 入札に参加しようとする者が協定して入札した場合又は入札に際し不正行為があった場合
- カ 事前公表をした予定価格を上回る入札
- キ その他輪島市競争入札心得(平成 18 年輪島市告示第 112 号)の規定及び入札に関する条件に違反した場合

15 その他の事項

- (1) 本工事の施工にあたっては、必要な許可、技術者の選任等を含め、建設業法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 入札書には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- (3) 輪島市競争入札心得及び最低制限価格の算出方法等、入札に関する事項については輪島市ホームページを確認すること。

16 問い合わせ先

輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地

輪島市役所総務部監理課

電話 0768-23-1121

メールアドレス kanri@city.wajima.lg.jp

輪島市ホームページ <https://www.city.wajima.ishikawa.jp/>